

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【公開番号】特開2012-191519(P2012-191519A)

【公開日】平成24年10月4日(2012.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2012-040

【出願番号】特願2011-54652(P2011-54652)

【国際特許分類】

H 04 W	36/36	(2009.01)
H 04 W	36/18	(2009.01)
H 04 W	36/30	(2009.01)
H 04 W	36/08	(2009.01)
H 04 N	7/173	(2011.01)
H 04 N	19/00	(2014.01)

【F I】

H 04 Q	7/00	3 3 1
H 04 Q	7/00	3 1 1
H 04 Q	7/00	3 2 3
H 04 Q	7/00	3 0 6
H 04 N	7/173	6 3 0
H 04 N	7/13	Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月14日(2014.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のアクセスポイントと通信する第1の無線通信部と、

前記第1のアクセスポイントのハンドオーバ先候補である第2のアクセスポイントと通信する第2の無線通信部と、

前記第1および第2の無線通信部による無線通信を制御する通信制御部とを備え、

前記通信制御部は、前記第1のアクセスポイントとの間の通信の回線状況と、前記第2のアクセスポイントへのハンドオーバの実施状況とに基づき、前記第1および第2の無線通信部からの送信適否を決定し、少なくとも画像領域または画像解像度が互いに異なるデータが符号化された優先映像データと非優先映像データとを個別の2つの映像ストリームとして前記第1および第2の無線通信部から送信することを特徴とする無線映像送信装置。

【請求項2】

前記通信制御部は、前記回線状況が、前記送信適否に関わる第1の基準を満たさない場合、前記2つの映像ストリームの双方を前記第1の無線通信部から前記第1のアクセスポイントに対して送信することを決定する請求項1に記載の無線映像送信装置。

【請求項3】

前記通信制御部は、前記回線状況が、前記第1の基準よりも低い第2の基準を満たさない場合、前記2つの映像ストリームの一方を前記第2の無線通信部から前記第2のアクセ

スポイントに対して送信することを決定する請求項 2 に記載の無線映像送信装置。

【請求項 4】

前記通信制御部は、前記第 1 のアクセスポイントから前記第 2 のアクセスポイントへのハンドオーバが完了した場合、前記第 1 のアクセスポイントに対する前記 2 つの映像ストリームの送信を停止する一方、前記 2 つの映像ストリームの双方を前記第 2 の無線通信部から前記第 2 のアクセスポイントに対して送信することを決定する請求項 1 から請求項 3 の何れかに記載の無線映像送信装置。

【請求項 5】

請求項 1 から請求項 4 の何れかに記載の無線映像送信装置と通信する無線映像受信装置であって、

前記第 1 および第 2 のアクセスポイントを介して前記無線映像送信装置から送信された前記 2 つの映像ストリームを受信するデータ受信部と、

受信した少なくとも 1 つの映像ストリームに含まれる映像データを復号する映像復号部と

を備えたことを特徴とする無線映像受信装置。

【請求項 6】

前記無線映像受信装置に対して、前記第 2 のアクセスポイントへのハンドオーバの完了を通知するハンドオーバ完了通知部を更に備えたことを特徴とする請求項 5 に記載の無線映像受信装置。

【請求項 7】

前記データ受信部が、同種の映像ストリームを複数受信した場合、それら各映像ストリームの受信状況に応じて、前記映像復号部にて復号される映像ストリームを選択するストリーム選択部を更に備えたことを特徴とする請求項 5 または請求項 6 に記載の無線映像受信装置。

【請求項 8】

さらに表示部を備え、ハンドオーバ中の優先映像の表示位置を、前記回線状況に応じて固定する請求項 5 から請求項 7 の何れかに記載の無線映像受信装置。

【請求項 9】

請求項 1 から請求項 4 の何れかに記載の無線映像送信装置と、請求項 5 から請求項 8 の何れかに記載の無線映像受信装置とを備えた無線映像伝送システム。

【請求項 10】

無線映像伝送システムが実行する無線映像送信方法であって、

第 1 のアクセスポイントとの間の通信の回線状況を取得するステップと、

前記第 1 のアクセスポイントのハンドオーバ先である第 2 のアクセスポイントへのハンドオーバの実施状況を取得するステップと、

前記回線状況と前記実施状況とに基づいて、少なくとも画像領域または画像解像度が互いに異なるデータが符号化された優先映像データと非優先映像データとを個別の 2 つの映像ストリームとして前記第 1 および第 2 のアクセスポイントへ送信する送信ステップと、
を含む無線映像送信方法。

【請求項 11】

前記送信ステップにおいては、

前記回線状況が、送信適否に関わる第 1 の基準を満たさない場合、前記 2 つの映像ストリームの双方を前記第 1 のアクセスポイントに対して送信する請求項 10 に記載の無線映像送信方法。

【請求項 12】

前記送信ステップにおいては、

前記回線状況が、前記第 1 の基準よりも低い第 2 の基準を満たさない場合、前記 2 つの映像ストリームの一方を前記第 2 のアクセスポイントに対して送信する請求項 11 に記載の無線映像送信方法。

【請求項 13】

前記送信ステップにおいては、

前記第1のアクセスポイントから前記第2のアクセスポイントへのハンドオーバが完了した場合、前記第1のアクセスポイントに対する前記2つの映像ストリームの送信を停止する一方、前記2つの映像ストリームの双方を前記第2のアクセスポイントに対して送信する請求項10から12の何れかに記載の無線映像送信方法。

【請求項14】

前記無線映像伝送システムが実行する、請求項10から請求項13の何れかに記載の無線映像送信方法によって送信されたデータを受信する無線映像受信方法であって、

前記第1および第2のアクセスポイントを介して前記2つの映像ストリームを受信するステップと、受信した少なくとも1つの映像ストリームに含まれる映像データを復号する復号ステップとを含む無線映像受信方法。

【請求項15】

同種の映像ストリームを複数受信した場合、それら各映像ストリームの受信状況に応じて、前記復号ステップで復号される映像ストリームを選択するストリーム選択ステップを更に含む請求項14に記載の無線映像受信方法。